

# Accounting SQUARE

## 保険の国際財務報告基準（IFRS 第17号）の最終化を受けて

一般社団法人生命保険協会 会長  
(明治安田生命保険(相) 社長)

ね ぎ し あ き お  
根 岸 秋 男



### 1. はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、2020年6月25日、IFRS第17号「保険契約」（以下「IFRS第17号」という。）の最終化を終え、基準を公表した。まずは本基準の策定を主導した歴代のIASB理事、スタッフ、並びに日本において本基準に関する議論を主導された企業会計基準委員会（ASBJ）の委員、専門研究員、保険契約専門委員会専門委員各位の長期にわたる多大なご努力に敬意と感謝の念を表明したい。

本基準の検討の始まりは、1997年にIASBの前身である国際会計基準委員会（IASC）が「保険に関する会計基準を検討するための起草委員会」を設置したことに遡る。それ以来、各国の社会保障制度や税制、国民性などを反映する保険ビジネスの多様性を背景に、20年という長い歳月を要したものの、本基準はいったん2017年5月に完成した。

IASBはIFRS第17号の公表後、企業における基準の適用準備作業をサポートしていくために移行リソースグループの設置を始めさまざまな取り組みを行ってきたが、その過程で利害関係

者から提起された課題を解消するには基準の修正が必要との結論に至り、2019年6月に基準修正にかかる公開草案を公表した。以上のとおり紆余曲折を経ることになったものの、最後までIASBが関係者の意見に真摯に耳を傾け合意形成に尽力されたことを高く評価したい。

本稿ではこれまでの生命保険業界の取り組み、並びに本基準の基本概念や最終化にあたっての主な論点について述べたうえで、IFRS適用へ向けた今後の課題について触れることとする。

### 2. これまでの生命保険業界としての取り組み

これまで生命保険業界は1997年の検討開始以来、IASBなどにおける議論に積極的に関与してきた。近年では、IASBが意見募集したディスカッション・ペーパー（2007年）、公開草案（2010年）、改訂公開草案（2013年）、基準修正にかかる公開草案（2019年）（以下「2019年公開草案」という。）などに対して意見表明を実施してきたほか、IASBの議長や理事などとの個別対話を通じて、日本の生命保険業の経済実態が財務諸表上適切に表されるよう積極的に働きかけを行ってきた。中でも2012

年に合意された「保険負債評価における金利変動の影響のその他の包括利益への計上」の容認は、日本の生命保険業界が提案し、世界的な支持を受け実現に至ったものである。これを受け、2014年に公表された改訂金融商品会計基準（IFRS第9号）では保険負債の取扱いと整合的になるように金融資産の評価方法が見直され、一定の要件を満たした債券の時価の変動をその他の包括利益に計上することが容認された。これによって会計上のミスマッチが解消され、保険会社のリスク管理の基本であるALMの効果が財務諸表上に適切に表されるようになった。このような取組みを通じて、日本の生命保険の実務専門家の知見が国際基準であるIFRS第17号に反映されたことは大きな成果と考えている。

### 3. IFRS第17号の基本概念と最終化にあたっての主な論点

IASBは、既述のとおり2017年5月にIFRS第17号を公表した後、移行リソースグループや理事会での議論等を踏まえ、主に実務対応上の明確化の観点から基準の一部を修正したうえで2020年6月に最終化した。

以下、本基準の基本概念および最終化にあたっての主な論点について述べることにする。

#### (1) IFRS第17号の基本概念

##### ① 経済価値ベースでの保険契約負債の評価

日本の現行会計における保険負債は保険期間を通じて契約獲得時の各種基礎率（金利、死亡率など）を固定して評価（ロックイン評価）されている一方、本基準では、每期基礎率を見直し、それを保険負債の評価に反映させる（アンロック評価）こととなる。この「ロックイン」から「アンロック」への評価方法の変更は本基準における最大の変更点であろう。

##### ② 保険会社のトップラインに関する新しい概念の導入

日本の現行会計では、損益計算書（IFRSでは「包括利益計算書」と呼称）の一番上、いわゆるトップラインには収入保険料が記載され、これが保険業界における重要業績評価指標（KPI）の1つとして認識されてきた。一方、本基準では「保険契約収益」という新たな概念が導入され、保険会社が提供する保障の対価である保険引受に関する要素のみを計上し、投資要素（預り金）は除外されるため、例えば貯蓄性商品の保険料などはその大半がトップラインの数値から除かれることになるとと思われる。

##### ③ 新たな利益認識の方法

日本の現行会計では、毎年の収入保険料を収益として計上する一方、契約初期の段階で新契約費など多額の費用を計上する結果、利益は契約期間を通じてテールヘビーで認識される。一方、本基準では、新契約獲得時に将来利益の現在価値を「契約上のサービスマージン」として負債計上し、以後契約期間にわたり分割して利益として認識することになる。

##### ④ 保険契約負債の評価における相互扶助の効果の反映

相互扶助とは、例えば金利低下などによって一部の保険契約に損失が発生したとしても、それ以外の契約の利益によって当該損失をカバーするという概念であり、保険ビジネスの根幹を成すものである。本基準においても相互扶助の概念は織り込まれており、保険契約負債の評価は相互扶助の効果を反映したうえで行うこととされている。

財務諸表で保険ビジネスの経済実態を忠実に表すためには保険ビジネスの前提となる相互扶助の効果が適切に反映されることが重要になる。こうした認識のもと、生命保険業界は相互

扶助の実態に応じた幅広い実務的手法が許容されるべきとIASBに対し主張してきたが、基準の最終化に向けたIASBの議論等の中でもこのような考え方が一定程度受け入れられたと理解している。

## (2) 最終化にあたっての主な論点

### ① 適用開始時期の変更

2017年5月の基準公表時点では、本基準は、欧州をはじめとするIFRSを適用済みの国・地域においては2021年1月以降に開始する会計年度から適用されることとなっていた。

その後IASBは、移行リソースグループにおける議論などを通じて特定された適用上の課題を解消するために基準の修正を行うことを決定した。これに伴い、基準修正も踏まえた適用準備期間を企業に与えることが必要となったため、IASBは2019年公開草案の中で、適用開始時期を1年延期することを提案した。しかしながら、1年の延期では不十分との意見が利害関係者から強かったことなどを受け、適用時期を2年延期することとし、2023年1月以降に開始する会計年度からの適用とした。

生命保険協会では2019年公開草案に対する意見の中で、適用時期の延期による適用コストの増加等の懸念だけでなく、中小企業における適用の実行可能性や各地域におけるエンドースメントの時期にも十分に留意するべきとの意見を表明しており、今回のIASBの決定は生命保険協会のスタンスとも整合するものといえよう。

### ② 保険収支の実態の利益計上への反映

2017年5月の基準公表後、利害関係者から、本基準を踏まえると契約種類によっては利益計上の時期や金額が保険収支の実態を適切に表さない可能性<sup>1</sup>を懸念する意見が寄せられた。IASBは移行リソースグループや理事会での議論等を踏まえ、本懸念に対処することは財務諸表利用者に対する有用な情報提供に寄与するものと判断し、2019年公開草案の中で基準の一部見直し<sup>2</sup>を提案した。

本論点については生命保険業界としても懸念を有していたため、2019年公開草案に対する生命保険協会意見においてIASBによる基準修正提案を支持した。本基準の最終化にあたり、保険収支の実態が財務諸表上適切に反映されるように手当てがなされたことを歓迎したい。

## 4. おわりに

IFRS第17号は原則主義の基準であるため、実際の適用にあたっては、基準の解釈方法やそれを踏まえた実務構築などの課題について会計実務や情報システムなどの担当者が監査人などと議論を重ねたうえで解決していく必要がある。また、IFRSの財務報告には経営者による将来の予測・見積りに基づいた数値が多く含まれるため、これらに対する分かりやすい説明や開示が求められることになろう。

日本においては財務報告基準としてIFRSを採用するか否かは各企業の任意となっている。IFRS導入のメリットは一般には「経営管理への寄与」「比較可能性の向上」「海外投資家への

1 修正前のIFRS第17号では、一定期間でも保険サービス（保険事故に対する保障を提供するというサービス）を提供しない期間がある商品の場合、保険者が保険契約者に対して、将来の保障提供に向けて投資サービス（保険料の運用）を行っているにもかかわらず、当該期間中は利益が認識されないという事象が発生する可能性があった。

2 投資サービス（保険料の運用）のみを行っている期間においても利益認識を可とするよう基準を修正。

説明の容易さ」などとされているが、今後は生命保険協会会員各社が IFRS 導入のメリットや影響などを分析しつつ、今後の法制度の状況も踏まえつつ導入要否を判断していくことになると思われる。また、IFRS の概念を保険会社の監督の枠組みにも導入するということであれば、監督当局である金融庁との対話も必要になってくるであろう。

今年 6 月に金融庁から公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議報告書」では、2025 年 4 月から経済価値ベースの資本規制を導入するとのタイムラインが示された。こうした経済価値ベースの資本規制の導入との関係の中で IFRS 第 17 号とどのように向き合うかについても、今後、会員各社で議論・検討がなされることを期待する。